政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(第5期)(概要)

〇 趣旨

- ・ 政治資金監査は、平成21年分から令和3年分の収支報告まで13回を重ね、登録政治資金監査人も相 当数が確保されるなど、概ね順調に実施されてきているところである。
- ・ この間、当委員会においては、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られるよう、様々な取組を進めてきたところであり、第5期(令和2年4月から令和5年4月)では、特に新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応した研修受講機会の確保を図るとともに、政治資金監査の質の向上に資する取組を進めてきた。
- ・ 当委員会は、第5期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、取組について総括的な取りまとめを行った。この取りまとめを踏まえ、当委員会では今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していく。これにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながるよう望むものである。

1 登録政治資金監査人の登録及び研修について

(これまでの取組) 【数値は令和5年2月末現在の状況】

- 登録者数 5,097人(うち登録時研修修了者4,998人(98.1%))※国会議員関係政治団体数 2,902団体(令和3年分の収支報告書の提出義務がある団体数)
- ・ 登録時研修については、受講機会の確保及び受講に係る利便性の向上による受講促進のため、リモート研修を開始。
- ・登録時研修(第5期における実績)

研修方式	開催回数・実施期間	参加者数
集合研修	18回	99人
個別研修	122回	122人
リモート研修	令2、令3:1月~3月、令4:9月~1月	9 4 人

[※]要望研修は要望がなかったため実施せず。

(今後の方向性)

- ・ 政治資金監査制度を安定的に運用していくために必要な登録政治資金監査人数は確保できているものの、登録政治資金監査人の平均年齢が上昇していること等を踏まえると、今後も登録政治資金監査人の安定的確保に向けた取組を図っていくことが必要。そのためには、関係士業団体の協力も得ながら、引き続き登録政治資金監査人制度について積極的な周知・広報を行っていくことが必要。
- ・ 登録時研修は政治資金監査の実施要件とされており、政治資金監査制度を安定的に運用していくため、 登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修・ 個別研修・リモート研修の各研修方式を適切に組み合わせて実施していくことが必要。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等について

(これまでの取組)

- ・ 政治資金監査マニュアルについては、平成20年10月の策定以来、より円滑な政治資金監査の実施 に資するため、数度にわたり改定を実施。
- 「政治資金監査に関するQ&A」については、平成21年3月の公表以降、必要に応じた改定を実施。

(今後の方向性)

・ 政治資金監査マニュアルの内容について、当委員会のホームページ等を通じて引き続き周知を図ると ともに、政治資金監査制度の運用状況等を基に、政治資金監査が円滑に実施され、政治資金の収支報告 の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、引き続き必要な見直しを行っていくことが適当。

・ 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実、チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当。

3 政治資金監査の質の向上について

~登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言~

(これまでの取組) 【数値は令和5年2月末現在の状況】

- ・ 当委員会では、政治資金監査に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に 一層応えていくため、政治資金監査の質の向上により重点を置いて取組を実施。
- ・ フォローアップ研修については、受講機会の確保及び受講に係る利便性の向上による受講促進のため、 リモート研修を開始。また、実務向上研修については、毎年度新規の演習問題を作成し、政治資金監査 の質の向上の取組から明らかとなった誤り事例の内容を盛り込むなど、内容の充実を図った。
- ・ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について、対象者に対してきめ細かな対応を行 うとともに、すべての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなど、個別の指導・助言を実施。
- フォローアップ研修(第5期における実績)

研修方式	集合研修 開催回数	リモート研修 実施期間	参加者数
実務向上研修	4 回	令2、令3:12月~3月	1,216人
再受講研修	3 回	令4: 9月~1月	383人

・個別の指導・助言の実施件数(第5期における実績)

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした 登録政治資金監査人の人数			
	令和元年分	令和2年分	令和3年分	
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	4人	16人	8人	
(イ) 収支報告書に係るもの	25人	26人	30人	
計 (純計)	29人(26人)	42人(37人)	38人(35人)	

^{※「}計」は数値の単純な合計、「純計」は一人で同一年度において両方の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外した数値。

(今後の方向性)

- ・ フォローアップ研修については、特に実務向上研修について、受講者の約5割が実務経験者であることなども踏まえ、実務に則した実践的内容を更に充実させながら継続して実施していくことが適当。また、登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修とリモート研修を適切に組み合わせて実施していく必要があり、実施時期や回数等については、参加機会の確保を図り、より多くの登録政治資金監査人に受講されるよう検討していくことが適当。研修内容の充実や参加機会の確保を図り、更なる関係士業団体との協力強化等により、研修への参加促進を図ることが必要。
- ・ 個別の指導・助言の取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであり、その重要性に 鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につな げるため、継続して実施することが必要。また、個別の指導・助言の対象者数の減少に資するため、「登 録政治資金監査人の業務に対する意識喚起」、「登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討」 及び「都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善」の3点について取り組む。なお、こうした取 組状況を確認しながら、個別の指導・助言のあり方に関して、引き続き必要な検討を行うことが適当。